個人向けの主な生活支援関連一覧

	支援策	支援内容	対象・条件	窓口
給付	特別定額給付金	国民1人あたり10万円 非課税		総務省 専用コールセンター 0120-260020(9：00-20：00)
	住居確保給付金	３ケ月の家賃相当 勤労学生へ対象拡大	収入減	厚生労働省 専用コールセンター 0120-23-5572(9:00-21:00)
	休業手当	平均賃金の60%以上	会社都合による休業 非正規問わず	勤務先
	休業支援金（新設） ※詳細未定	賃金の８割 （月額上限 33 万円） 対象期間 4/1 - 9/30	中小企業に勤めている方 （アルバイト・非正規含む）	未定
	ひとり親世帯 臨時特別給付金	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 収入が減少した児童扶養手当 受給世帯等1世帯5万円	児童扶養手当受給世帯・ コロナの影響で収入が児童扶養 手当の対象となる水準まで下がった者	都道府県、市及び 福祉事務所設置町村
	学生支援緊急給付金	住民税非課税 世帯の学生：20万円 上記以外の学生：10万円	家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、コロナ影響でアルバイト収入が50%以上減少していること（大学等が修学継続が困難と必要性を認める者・留学生含む）	各大学等に申請し、 大学等が審査
貸付	緊急小口資金	20万円以内	休業収入減・無利子・ 保証不要・1年据置・2年返済	専用コールセンター 0120-46-1999(9:00-21:00) 市区町村の社会福祉協議会 労働金庫・郵便局
	総合支援資金 （生活支援費）	単身15万円以内 複数人世帯20万円以内 ×3ヶ月	失業収入減・無利子・ 保証不要・1年据置・10年返済	市区町村の社会福祉協議会
猶予 公共料金	電気・ガス料金	支払猶予	収入減 支払期限を1ケ月延長対応	事業者
	電話料金	支払猶予	収入減 5月末まで期限延期対応	事業者
	水道料金	支払猶予	収入減 支払い延長に対応	自治体
	NHK受信料	支払猶予	収入減 相談窓口を新たに新設	NHK 受信料支払いの 相談窓口
その他セーフティネット制度	高等教育修学支援 新制度	授業料・入学金の 減免・給付型奨学金	住民税非課税世帯・ 準ずる世帯の学生	大学・文部科学省 日本学生支援機構 （0570-666-301）
	生活保護	生活費・家賃・医療費	最低生活費に満たない場合	各自治体の福祉事務所
	失業保険 ※給付日数の緩和 （60日延長）	給与5-8割 日数（90-330日）+60日延長 上限額8,330円	雇用保険加入期間がある方	ハローワーク
	傷病手当金	コロナの影響で働けない 期間、標準報酬日額の2/3	感染による休業・被保険者	全国健康保険協会 健康保険組合等 自治体（国保）
	未払賃金立替払	倒産による未払賃金を 立替払（8割、上限有）		労働基準監督署 相談センター 044-431-8663

新型コロナ肺炎対策号外
vol.2[個人編]
号外
2020.6.15

立憲民主編集部
〒102-0093
東京都千代田区平河町
2-12-4 ふじビル３F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302
goiken@cdp-japan
http://cdp-japan.jp/

立憲民主
The Constitutional Democratic Press りっけん

ひとりで悩まないで下さい。

新型コロナ肺炎 支援策、あります。

受注がなくなって取引先に支払いができない。売上が激減して商売が続けられない。コロナの影響で雇い止めになって学費が払えなくなった。収入が無くなり家賃が払えない。税金も公共料金も払えない。

金融の融資制度はないか、支援金は、助成金は。

現在、様々な支援策が実施されています。政府の対策はまだ充分とは言えない内容ですが、とにかく今は、あらゆる支援策を駆使しても、皆様の生活と仕事を守ることが最優先です。

子どもの笑顔があふれるまち、枚方

https://nomura-ikuyo.com

枚方市議会議員
立憲民主党枚方市支部 幹事長 野村いくよ

すべての人々が、「今」を輝いて生きていくことができる社会の実現を

https://okuno-mika.com

枚方市議会議員
立憲民主党枚方市支部 市政対策委員長 奥野みか

SURVIVAL GUIDE

支援策見取図

個人・生活

給付金・緊急融資

まずは、相談して下さい。

10万円（国民一人当たり・非課税） — 総務省コールセンター

特別定額給付金

休業収入減

３か月家賃相当分給付 — 自治体自立相談支援機関

住居確保給付金

原則３か月、最長9か月、自治体基準あり

会社都合休業

平均賃金6割給付 — 勤務先

休業手当

会社都合で休業、非正規も対象

休業中賃金の8割給付 — 専用コールセンター

休業支援金

賃金の8割（月額33万円上限）

中小企業で働いている労働者（アルバイト・非正規含む）

ひとり親世帯、5万円 — 都道府県福祉事務所

ひとり親世帯臨時特別給付金

1世帯5万円、第2子以降1人3万円加算

児童扶養手当受給世帯・コロナによる収入減

条件（収入減少申告）によりさらに追加５万円

児童扶養手当受給世帯減収

緊急融資で生活を守る

10万円～20万円×３ヶ月 — 社会福祉協議会労金

休業収入減

緊急小口資金（貸付）

原則10万円まで、特例20万円以内

無利子・保証不要・1年据置・2年返済

償還免除あり

15万円～20万円 — 社会福祉協議会

失業収入減

総合支援資金（貸付）

生活困難世帯、単身者15万円以内・2人以上世帯20万円以内、無利子・保証不要・1年据置・10年返済

新規学生支援

新設された学生支援策。

学生一人当たり10万円~20万円 — 大学等

学生支援緊急給付金

住民税非課税世帯の学生20万円・左記以外10万円

大学等が就学継続が困難と認める者・留学生含む

バイト収入50%減

授業料・入学金の減免 — 学校/学生支援機構

高等教育修学支援新制度

授業料・入学金の減免・給付型奨学金

例）実家外から私立大学へ通う人　75,800円給付/月

収入減少

支払猶予

公共料金の支払い猶予

電気・ガス・上下水道・ＮＨＫ — 各社

公共料金支払い猶予

支払い困難世帯、支払い猶予が可能、

各社への申し出が必要

収入減少

その他のセーフティネット制度

- **生活保護：**生活費・家賃・医療費　[各自治体福祉事務所]
- **失業保険：**雇用保険の失業等給付（雇用保険加入期間がある方）[ハローワーク]
- **傷病手当金：**新型コロナ肺炎の感染で働けない期間、傷病手当金として支給 [健康保険]
- **未払賃金立替払：**倒産による未払賃金を立替払（8 割、上限有）する制度 [労働基準監督署]

今まで頂いた主な質問と回答

給付金・緊急融資

Q 特別定額給付金 10 万円はどうすればもらえますか。

A 市町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座確認の確認書類と本人確認書類の写しとともに市町村に郵送します。マイナンバーカードを所持している場合は、オンライン申請が可能です。その場合、マイポータルから振込口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、申請します。

Q 減収により家賃の支払いができません。

A 条件を満たせば、3ヶ月の期間を原則として（最長で9ヶ月間）住居確保給付金を受けることができます。勤め先の休業や子どもの休校に伴い仕事ができない場合や家賃支払いの目途が立たないときなど離職していなくても申請できます。

Q 非正規社員です。会社から仕事を休むように要請がありました。その場合の休業手当は出るのでしょうか。

A 会社都合による休業であれば、休業前の6割以上が補償対象です（非正規含む）。

Q 会社の経営状況が悪く、休業手当が支払われず困っています。

A 勤め先の資金繰り悪化などで休業手当を受け取れない方へ直接国が給付する制度をご利用ください。上限33万円として休業前賃金の8割程度を補償します。

Q 母子・父子家庭です。収入が減少したことで、子育てにも不安を感じています。

A 児童扶養手当受給、または受給相当にまで収入が減少していることを条件とし、臨時給付金が支給されます。既に6月分の児童扶養手当を受給している方は申請不要ですが、それ以外の方は申請が必要です。

Q コロナの影響で休業（失業）し、生活資金が足りません。

A 休業者には緊急小口資金として20万円を上限とした貸し付けが受けられます。失業者向けには「総合支援資金」があり、単身世帯で15万円以内、2人以上世帯で20万円以内の貸し付けが受けられます。基本的には「貸付」ですが、今回の特例措置では、償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯は、「償還を免除」することができます。

学生支援

Q 収入が激減し、学費が支払えません。

A 家庭から自立しアルバイト収入により学費を賄っており、コロナの影響から収入が大幅に減少した学生を対象に、最大20万円が支給される（LINEからも申請可能）制度があります。

Q 家計が急変し、このままでは子どもの学費が払えなくなってしまいます。

A 収入に応じて、授業料等・入学金の減免や給付型奨学金、もしくは貸与型奨学金（有利子・無利子）が受けられます。また、すでに貸与されている奨学金の返済についても減額や返済期限の猶予が受けられる場合があります。

公共料金猶予

Q 収入減少により公共料金の支払いができません。

A 自治体ごとに対応が異なる場合もありますが、経済産業省からの要請により、各社ともに1カ月程度の支払い猶予期間を設けています。

その他支援

Q 子どもの休学に伴い、自己都合で離職したのですが、失業給付は受けられますか。

A コロナを起因とする自己都合退職者は、正当な離職として認められます。給付期間も60日延長（給与の５割～8割支給）されています。

Q もし検査の結果、陽性だったらどうなりますか。

A 業務災害以外の理由により新型コロナウイルス感染症に感染している場合には、他の疾病に罹患している場合と同様に傷病手当が申請できます。月平均報酬のおよそ3分の2に相当する金額が日割りで支給されます。

Q 勤め先が倒産し、賃金が未払です。補償される制度はありますか。

A 倒産により、未払賃金が残っている方を対象に未払賃金の一定額（8割相当）を事業者に代わり国が立替払いをする制度があります。所管の労働基準監督署へいくつか申請が必要となります。倒産認定、未払金額等の確認など。